

商品概要説明書

フリーローン「らいふさぽーとシニア」(クレディセゾン)

(2016年5月6日現在)

商品名	フリーローン「らいふさぽーとシニア」(クレディセゾン)
ご利用いただける方	<p>○青梅市、奥多摩町に在住または在勤の個人の方</p> <p>○お借入時の年齢が満 60 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 81 歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。(パート・アルバイト・年金受給者・専業主婦「夫」の方も対象) 年金受給者の場合、当組合で年金を受給していること。または、契約までに当組合に年金受取口座の変更手続きをされた方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金、及び事業性資金とします。</p> <p>(他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。)</p> <p>ただし、負債整理資金等は除きます。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については資金使途に含めることができるものとします。</p>
借入金額	○10 万円以上 200 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。
借入利率	<p>【固定金利型】 年 6.50%・0.850・12.50%のいずれかとなります。</p> <p>○お借入利率には、年 2.50%~7.50%の保証料(分割後払い方式)を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○毎月 5 千円以上の元利均等定額方式(毎月の返済額(元金+利息)とする。なお、申込額の 50%以内の元金について特定月増額返済方式も可能とする。</p> <p>○年金受給者の場合は、年金受給月(偶数月)ごと 5 千円以上の元利均等定額方式(偶数月)も可能とする。但し、特定月増額返済方式は不可とする。</p> <p>○返済は、自動引落とし約定にもとづき、返済用貯金口座からの振替により行う。ただし、貯金残高不足の場合の一部引落としは行なわない。</p> <p>○返済日は、あらかじめ J A が定めた特定の日(毎月 7 日・17 日・27 日のいずれか)とする。</p>
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関(株式会社クレディセゾン)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	<p>○融資実行時・・・5,500 円(消費税込)</p> <p>○全額または一部繰上返済をされる場合。</p> <p>①全額繰上返済の場合・・・3,300 円(消費税込)</p> <p>②一部繰上返済の場合・・・無料</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または部（電話：0428-21-2122）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="448 607 1406 875"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
	名 称	電話番号	受付日	受付時間													
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A、及び当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>																

J A 西東京